

○法務省所管工事監督実施要領について(通知)

(平成30年3月28日施第837号 施設課長通知、所管各庁の長
(除く、法総研、公安審、公安事務所、公安研)宛て)

法務省所管工事監督実施要領について（通知）
標記について、別紙のとおり制定したので、通知します。

法務省所管工事監督実施要領

1 目的

法務省所管工事の監督については、工事請負契約書及び設計図書に定めるもののほか、法務省所管工事監督基準（平成14年6月14日付け施訓第789号大臣訓令）に基づき実施しているところ、監督に必要な実施要領を定めることにより、監督の適切な実施を図ることを目的とする。

2 用語の定義

- (1) 「監 督」・・・契約図書における発注者の責務を適切に遂行するために、工事施工状況の検査及び把握等を行い、契約の適正な履行を確保する業務をいう。
- (2) 「監督の方法」・・・監督行為（指示、承諾、協議、通知、受理、検査、把握、立会い）を総称している。
- ①指 示・・・監督職員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- ②承 諾・・・契約図書で明示した事項で、受注者が監督職員に対し書面で申し出た工事の施工上必要な事項について、監督職員が書面により了解することをいう。
- ③協 議・・・書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
- ④通 知・・・監督職員が受注者に対し、工事の施工に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- ⑤受 理・・・契約図書に基づき、受注者の責任において監督職員に提出された書面を監督職員が受け取り、内容を把握することをいう。
- ⑥検 査・・・契約図書に規定された工事の施工の各段階で受注者が確認した施工状況や材料の試験結果等について、受注者から提出された資料に基づき、監督職員が契約図書との適合を判断することをいう。
- ⑦把 握・・・監督職員が、臨場若しくは受注者が提出又は提示した資料により施工状況、使用材料、提出資料の内容等について、監督職員が契約図書との適合を自ら認識をしておくことをいい、受注者に対して認めるものではない。
- ⑧立会い・・・契約図書に示された項目について、監督職員が臨場し、内容を確かめることをいう。

3 監督の実施

監督職員は、以下の表の各項目について技術的に十分検討の上、監督を実施するものとする。なお、関連図書及び条項の欄の凡例は下記のとおりとする。

契・・・・・工事請負契約書
 適正化法・・・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
 適正化指針・・・公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針

項目	業務内容	関連図書及び条項
1 契約の履行の確保 (1) 契約図書の内容の把握 (2) 施工計画書の受理 (3) 施工体制の把握 (4) 契約書及び設計図書に基づく指示、承諾、協議、受理等 (5) 条件変更に関する確認、調査、検討、通知	<p>契約書、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書等及びその他契約の履行上必要な事項について把握する。</p> <p>受注者から提出された施工計画書により、施工計画の概要を把握する。ただし、品質計画に係る部分については、承諾する。</p> <p>「工事現場における適正な施工体制の確保等について」(平成13年12月3日付け法務省施第1354号会計課長・施設課長依命通達)及び「工事現場における適正な施工体制の確保等の運用について」(平成13年12月3日付け法務省施第1355号会計課長・施設課長通知)により現場における施工体制の把握を行う。</p> <p>契約書及び設計図書に示された指示、承諾、協議(詳細図の作成を含む。)、受理等について、必要に応じて現場状況を把握し、適切に行う。</p> <p>① 契約書第18条第1項の第1号から第5号までの事実を発見したとき、又は受注者から事実の確認を請求されたときは、直ちに調査を行い、その内容を確認し検討の上、必要により設計図書の訂正又は変更内容を定める。ただし、特に重要な変更等が伴う場合は、設計担当者等の立会いを求めるとともに、あらかじめ契約担当官等の承諾を受ける。</p>	適正化法 第16条 適正化指針 第25(3) 契 第9条 契 第18条

項目	業務内容	関連図書及び条項
(6) 関連工事との調整	<p>② 前項の調査結果を受注者に通知（指示する必要があるときは、当該指示を含む。）する。</p> <p>関連する2以上の工事が施工上密接に関連する場合は、必要に応じて施工について調整し、必要事項を受注者に対し指示を行う。</p>	契 第18条
(7) 工程把握及び工事促進指示	受注者からの履行報告又は実施工工程表に基づき工程を把握し、必要に応じて工事促進の指示を行う。	契 第2条
(8) 工期変更の事前協議及びその結果の通知	契約書第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条及び第43条第2項の規定に基づく工期変更について、事前協議及びその結果の通知を行う。	契 第11条
(9) 契約担当官等への報告		
1) 工事の中止及び工期の延長の検討及び報告	<p>① 工事の全部若しくは一部の施工を一時中止する必要があると認められるときは、中止期間を検討し、契約担当官等へ報告する。</p> <p>② 受注者から工期延長の申し出があった場合は、その理由を検討し、契約担当官等へ報告する。</p>	契 第20条 契 第21条
2) 一般的な工事目的物等の損害の調査及び報告	工事目的物等の損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、発注者の責に帰する理由及び損害額の請求内容を審査し、契約担当官等へ報告する。	契 第27条

項目	業務内容	関連図書及び条項
3) 不可抗力による損害の調査及び報告	<p>① 天災等の不可抗力により、工事目的物等の損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、確認結果を契約担当官等へ報告する。</p> <p>② 損害額の負担請求内容を審査し、契約担当官等へ報告する。</p>	契 第29条 契 第29条
4) 第三者に及ぼした損害の調査及び報告	工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、その原因、損害の状況等を調査し、発注者が損害を賠償しなければならないと認められる場合は、契約担当官等へ報告する。	契 第28条
5) 部分使用の確認及び報告	部分使用を行う場合の品質及び出来形の確認を行い、契約担当官等へ報告する。	契 第33条
6) 中間前金払請求時の出来高確認及び報告	中間前金払の請求があった場合は、出来形の確認資料に基づき出来高を確認し、契約担当官等へ報告する。	契 第34条
7) 部分払請求時の出来形の確認及び報告	部分払の請求があった場合は、出来形の確認資料により出来形の確認を行い、契約担当官等へ報告する。	契 第37条
8) 工事関係者に関する措置要求	現場代理人がその職務の執行につき著しく不適当と認められる場合及び主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者、下請負人等が工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められる場合は、契約担当官等への措置請求を行う。	契 第12条
9) 契約解除に関する必要書類の作成及び措置請求又は報告	<p>① 契約書第46条第1項及び第47条第1項に基づき契約を解除する必要があると認められる場合は、契約担当官等に対して措置要求を行う。</p>	契 第46条 契 第47条

項目	業務内容	関連図書 及び条項
	<p>② 受注者から契約の解除の通知を受けたときは、契約解除要件を確認し、契約担当官等へ報告する。</p> <p>③ 契約が解除された場合は、出来形の確認資料により出来形の確認を行い、契約担当官等へ報告する。</p>	契 第48条 契 第49条
2 施工状況の検査等	下記の事前調査業務を行う。	
(1) 事前調査等	<p>① 受注者が行う官公庁等への届出の把握</p> <p>② その他の必要な事項</p>	
(2) 工事材料の検査等	設計図書において、監督職員の試験若しくは検査を受けて使用すべきものと指定された工事材料、又は監督職員の立会いの上、調合し、又は調合について見本の検査を受けるものと指定された材料の品質・規格等の試験、立会い、又は検査を行う。	契 第13条 契 第14条
(3) 工事施工の立会い	設計図書において、監督職員の立会いの上、施工するものと指定された工種において、設計図書の規定に基づき立会いを行う。	契 第14条
(4) 工事施工状況の検査等	設計図書に示された場合、一工程の施工が完了し報告された場合及び監督職員の指定した工程に達した場合は、低入札価格調査制度調査対象工事以外にあっては公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書、公共建築木造工事標準仕様書及び建築物解体工事共通仕様書（以下「標準仕様書等」という。）により、低入札価格調査制度調査対象工事にあっては標準仕様書等に加え「低入札価格調査制度対象工事に係る特別重点調査の実施について（平成21年7月3日法務省施第1067号会計課長・施設課長通知）」により確認、検査等を行う。	

項目	業務内容	関連図書及び条項
(5) 建設副産物の適正処理状況等の把握	<p>建設副産物を搬出する工事にあっては産業廃棄物管理票（マニフェスト）等により、適正に処理されているかを把握する。</p> <p>また、建設資材を搬入又は建設副産物を搬出する工事にあっては、受注者が作成する再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書により、リサイクルの実施状況を把握する。</p>	
(6) 改造請求及び破壊による検査	<p>① 工事の施工部分で契約図書に適合しない事実を発見した場合で、必要があると認められるときは、改善の指示又は改造請求を行う。</p> <p>② 契約書第13条第2項若しくは第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合、又は工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められる場合は、工事の施工部分を破壊して検査する。</p>	<p>契 第9条</p> <p>契 第17条</p>
(7) 支給材料及び貸与品の検査、引渡し	<p>① 設計図書に定められた支給材料及び貸与品については、その品名、数量、品質、規格又は性能を設計図書に基づき検査し、引渡しを行う。</p> <p>② 前項の確認の結果、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なる場合、又は使用に適当でないと認められる場合は、これに代わる支給材料若しくは貸与品を契約担当官等と打合せの上、引渡し等の措置をとる。</p>	<p>契 第15条</p> <p>契 第15条</p>
3 円滑な施工の確保		
(1) 地元対応	地元住民等からの工事に関する苦情、要望等に対し必要な措置を行う。	

項目	業務内容	関連図書及び条項
(2) 関係機関との協議・調整	工事に関して、関係機関との協議・調整等における必要な措置を行う。	
4 その他		
(1) 現場発生材の処理	受注者から引き渡される現場発生材については、規格、数量等を確認し、その引渡し場所について指示する。	
(2) 臨機の措置	災害防止、その他工事の施工上特に必要があると認められるときは、受注者に対し臨機の措置を求める。	
(3) 事故等に対する措置	事故等が発生した場合は、速やかに状況を調査し、施設課長に報告する。	
(4) 工事完成検査等の立会い	原則として、監督職員は、工事の完成、既済、一部完成、中間技術の各段階における工事検査の立会いを行う。	
(5) 検査日の通知	工事検査に先立って、契約担当官等の指定する検査日を受注者に対して通知する。	契 第26条